

議案第 4 3 号

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 5 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

選挙長・開票管理者	日額 10,600 円
投票所の投票管理者	日額 12,600 円
期日前投票所の投票管理者	本庁・地域振興局の場合 日額 11,100 円 その他の場合 日額 8,200 円
投票所の投票立会人	日額 10,700 円
期日前投票立会人	本庁・地域振興局の場合 日額 9,500 円 その他の場合 日額 7,000 円
開票・選挙立会人	日額 8,800 円

」を

「

選挙長・開票管理者	日額 10,800 円
投票所の投票管理者	日額 12,800 円

期日前投票所の投票管理者	本庁・地域振興局の場合 日額 11,300 円
	その他の場合 日額 8,400 円
投票所の投票立会人	日額 10,900 円
期日前投票立会人	本庁・地域振興局の場合 日額 9,600 円
	その他の場合 日額 7,100 円
開票・選挙立会人	日額 8,900 円

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。